

○国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則

平成17年3月24日  
法人規則第18号

改正 平成17年法人規則第56号  
平成17年法人規則第61号  
平成18年法人規則第18号  
平成19年法人規則第4号  
平成19年法人規則第21号  
平成19年法人規則第63号  
平成20年法人規則第13号  
平成20年法人規則第32号  
平成21年法人規則第13号  
平成21年法人規則第39号  
平成21年法人規則第52号  
平成22年法人規則第16号  
平成22年法人規則第53号  
平成22年法人規則第57号  
平成23年法人規則第25号  
平成24年法人規則第18号  
平成24年法人規則第42号  
平成24年法人規則第46号  
平成24年法人規則第49号  
平成25年法人規則第17号  
平成25年法人規則第50号  
平成25年法人規則第53号  
平成26年法人規則第43号  
平成27年法人規則第9号  
平成28年法人規則第6号  
平成28年法人規則第10号  
平成29年法人規則第4号  
平成29年法人規則第9号  
平成30年法人規則第4号  
平成30年法人規則第16号  
平成31年法人規則第4号  
平成31年法人規則第8号  
令和元年法人規則第22号  
令和2年法人規則第5号  
令和2年法人規則第28号  
令和3年法人規則第10号  
令和3年法人規則第24号  
令和4年法人規則第32号  
令和4年法人規則第58号

令和 5年法人規則第23号  
令和 5年法人規則第45号  
令和 6年法人規則第14号  
令和 6年法人規則第43号  
令和 7年法人規則第19号

## 国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則

### 目次

第1章 総則（第1条）
第2章 給与総則（第2条－第9条）
第3章 俸給月額（第10条－第11条の2）
第4章 俸給月額及び基本年俸額の決定（第12条－第16条の2）
第5章 昇給及び降号（第17条－第19条）
第6章 給与の調整（第20条－第23条）
第7章 手当（第24条－第41条）
第8章 教職調整額（第42条）
第9章 休業給（第43条）
第10章 雑則（第44条）
附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号。以下「附属学校職員就業規則」という。）第64条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学に附属して置かれる附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属駒場中学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### 第2章 給与総則

#### （給与の種類、計算期間及び支給日）

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類		給与の計算期間	給与支給日
俸給	俸給月額	月の初日から末日まで	毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
	俸給の調整額		
	教職調整額		
	休業給		
	管理職手当		
	主幹教諭手当		

手当	扶養手当		
	教育研究等連携手当		
	住居手当		
	通勤手当	月の初日から末日まで。ただし、交通機関を利用する職員に支給する通勤手当は、支給単位期間（支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として定める期間。以下この条及び第28条において同じ。）に係る最初の月の初日から最後の月の末日まで。	毎月（交通機関を利用する職員に支給する通勤手当は支給単位期間に係る最初の月）17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
	単身赴任手当	月の初日から末日まで	毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
	義務教育等教員特別手当		
	産業教育手当		
	教員特殊業務手当		
	教育実習等指導手当		
	教育業務連絡指導手当		
	極地観測手当		
	時間外勤務手当		
	休日給		
	夜勤手当		
	宿日直手当		
	期末手当	/	6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）
勤勉手当			
特別貢献手当	3月31日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）		

2 前項の規定にかかわらず、附属学校職員就業規則第61条に規定する基本年俸による給与の種類、計算期間及び支給日は、別に定める。

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除するものとし、職員が希望した場合は、職員の指定する職員名義の預貯金口座等へ振込むことによって支払うものとする。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給する。俸給月額及び基本年俸表に定める基本月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から附属学校職員就業規則第47条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、主幹教諭手当、教育研究等連携手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び教職調整額の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1) 退職又は解雇されたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があつた日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によつて生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てるとき。

(2) 本人又はその収入によつて生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。

(3) その他任命権者が前2号に準ずると認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条及び第34条から第36条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額、俸給の調整額、教職調整額、これらに対する教育研究等連携手当の月額(算出の基礎から扶養手当を除く。)、管理職手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び基本年俸表に定める基本月額の合計額を1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第3章 俸給月額及び基本年俸

(俸給月額)

第10条 俸給月額は、俸給表に定める級及び号俸に対応する額とする。

- 2 職員の受ける級及び号俸は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件を考慮して決定する。
- 3 職員の受ける級及び号俸が前項の規定に合致していないと任命権者が認めたときは、その俸給月額を調整することができる。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員 (一) 俸給表 (別表第1)
  - (2) 一般職員 (二) 俸給表 (別表第2)
  - (3) 教育職員 (二) 俸給表 (別表第3)
  - (4) 教育職員 (三) 俸給表 (別表第4)
  - (5) 医療職員 (一) 俸給表 (別表第5)
  - (6) 医療職員 (二) 俸給表 (別表第6)
- 2 前項の俸給表に定める俸給月額は、国家公務員の給与改定状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(基本年俸)

第11条の2 基本年俸は、別表第7に定める基本年俸表の号俸に対応する額とする。

- 2 前項の基本年俸表に定める年俸は、前条第2項の規定を準用することができる。

#### 第4章 俸給月額及び基本年俸額の決定

(俸給月額の決定)

第12条 新たに雇用する職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の職務の級により、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、学長が決定する。

(昇格)

第13条 附属学校職員就業規則第9条の規定により昇任したとき又は職員の従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級以上の上位の級に昇格させることができる。

- 2 前項の規定によるその者の俸給月額については、法人規程で定める。

(降格)

第14条 附属学校職員就業規則第14条又は第14条の2の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

- 2 前項の規定によるその者の俸給月額については、法人規程で定める。

(初任給基準を異にする異動)

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、俸給月額を任命権者が決定する。

(俸給表の適用を異にする異動)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職に異動させる場合は、その異動後の職務に応じ、俸給月額を任命権者が決定する。

(基本年俸額の決定)

第16条の2 新たに雇用する附属学校職員就業規則第61条に規定する給与が基本年俸である職員(以下「基本年俸職員」という。)の基本年俸の号俸は、その者の業績及び能力を考慮して学長が決定する。

## 第5章 昇給及び降号

(昇給及び降号)

第17条 職員(基本年俸職員を除く。)の昇給及び降号は、法人規程で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給又は降号させるか否か及び昇給又は降号させる場合の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸(医療職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職員(二)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの)にあつては、3号俸)とすることを標準として法人規程で定める基準に従い決定する。

3 一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び55歳(一般職員(二)俸給表の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好を超える場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて法人規程で定める基準に従い決定する。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給及び降号に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第18条 削除

第19条 削除

## 第6章 給与の調整

(退職者の給与)

第20条 職員が附属学校職員就業規則第17条第1項第1号の規定により退職にされたときは、次に掲げる場合を除き、給与を支給しない。

(1) 業務上又は通勤災害に伴うときは、その退職の期間中、給与の全額(労働基準法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年12月28日労働省令第30号。以下「特別支給金支給規則」という。)第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

(2) 前号に規定する事由以外のときは、その退職期間が満1年に達するまでは、俸給月額、俸

給の調整額、教職調整額、扶養手当、教育研究等連携手当、住居手当、期末手当（以下この条において「俸給等」という。）及び基本年俸表に定める基本月額 $100$ 分の $80$ を支給する。

- 2 職員が附属学校職員就業規則第17条第1項第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等及び基本年俸表に定める基本月額 $100$ 分の $60$ 以内を支給することができる。
- 3 職員が附属学校職員就業規則第17条第1項第3号の規定により休職にされたときは、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 業務上又は通勤災害に伴うときは、その休職の期間中、俸給等及び基本年俸表に定める基本月額 $100$ 分の $100$ 以内(労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び特別支給金支給規則第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額)を支給することができる。
  - (2) 前号に規定する事由以外のときは、その休職の期間中、俸給等及び基本年俸表に定める基本月額 $100$ 分の $70$ 以内を支給することができる。
- 4 職員が附属学校職員就業規則第17条第1項第4号の規定により休職にされたときは、任命権者が別に決定する。

#### （育児短時間勤務者の給与）

第20条の2 職員が附属学校職員就業規則第23条の2の規定により育児短時間勤務をすることになったときは、俸給月額、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当、主幹教諭手当、教育研究等連携手当及び基本年俸表に定める基本月額にそれぞれ算出率（当該職員の1週間当たりの勤務時間を1週間の所定勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を支給する。

#### （給与の減額及び不支給）

- 第21条 職員が所定の勤務時間を勤務しないときは、附属学校職員就業規則第35条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成17年法人規則第19号）第15条の規定による特定病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の日につき、俸給月額、俸給の調整額及び基本年俸表に定める基本月額の半額を減ずる。ただし、業務上又は通勤災害に伴うときを除く。
  - 3 前項の規定により俸給月額、俸給の調整額及び基本年俸表に定める基本月額の半額を減ずる期間が1年を超える場合は、超えることとなる期間については、給与は支給しない。
  - 4 業務上又は通勤災害により、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置となったときに、労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び特別支給金支給規則第3条による休業特別支給金の額に相当する額を受けることとなった場合は、前2項の規定にかかわらず、給与から当該相当する額を除いた額を支給する。

#### （俸給の調整額）

第22条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員（第16条の2の規定により決定された基本年俸の算出の基礎となっている俸給月額を含む。以下この条において同じ。）と任命権者が認めるときは、職員の俸給月額の調整を行う。

- 2 前項の規定により俸給月額の調整を行う職員は、別表第8の区分に掲げる職員とする。
- 3 俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表（第16条の2の規定により決定された基本年俸の算出の基礎となっている俸給表を含む。）の職務の級に応じて別表第9に掲げる調整基本額（その額が俸給月額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第8の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

#### （派遣職員の給与）

第23条 職員が附属学校職員就業規則第12条の規定により派遣され、国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第11条に該当する場合は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に復帰後に、派遣されていた期間に係る俸給月額とそれに対する教育研究等連携手当の差額を俸給月額又は教育研究等連携手当として支給する。

### 第7章 手当

#### （管理職手当）

第24条 管理職手当は、職務の困難性及び特別の責任を有する管理又は監督の地位にある別表第10の職種に応じ支給するものとし、手当の月額は、同表に掲げる額とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 職員が、管理職手当が支給される複数の職を兼務する場合は、前項に掲げる手当額の高い額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

#### （主幹教諭手当）

第24条の2 主幹教諭手当は、附属学校に勤務する主幹教諭に、月額10,000円を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、主幹教諭手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

#### （扶養手当）

第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいい、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

区分	対象者	手当額
第1号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円
第2号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級で

第3号	満60歳以上の父母及び祖父母	あるものにあつては、3,500円、一般職員 (一) 俸給表の適用を受ける職員でその職務の 級が9級であるもの(第4項において「一般職 員(一)9級職員」という。)にあつては、支給 しない。
第4号	満22歳に達する日以後の最初 の3月31日までの間にある弟 妹	
第5号	重度心身障害者	

- 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 4 新たに職員となった者に扶養親族(一般職員(一)9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合又は職員に第2項の要件に変更が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養の事実等を証明する書類を添付して任命権者に届け出なければならない。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(教育研究等連携手当)

第26条 教育研究等連携手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮しつつ、大学総体としての教育研究活動の一層の円滑・活性化に資する環境を整備するため、次の表に掲げる地域の勤務場所に勤務する職員に支給するものとし、手当の月額は、俸給月額、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当、主幹教諭手当及び扶養手当の月額の合計額に、当該支給割合を乗じて得た額とする。

地域	支給割合
東京都特別区	100分の19.7
上記以外	100分の15.5

- 2 前項に規定するもののほか、教育研究等連携手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第26条の2 削除

(住居手当)

第27条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、住居手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。

職員の区分		手当額	
第1号	自ら居住するため住宅(貸間を含む。以下同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(法人、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他法人規程で定める職員を除く。)	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額	
		ア 月額27,000円	家賃の月額から16,000円を控除した額
		イ 月額27,000円	家賃の月額から27,

		円を超える家賃を支払っている職員	000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
第2号	第29条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（法人、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

- 2 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（通勤手当）

第28条 通勤手当は、次項各号に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満である職員には支給しない。

- 2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、150,000円を超えることはできない。

区分		手当額	
第1号	通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用する職員	通勤に要する運賃等の額を基礎として算出した額（以下「運賃等相当額」という。）とする。	
第2号	通勤のため自動車等の交通手段を使用する職員	自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満	2,000円
		使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
		使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
		使用距離が片道15キロメートル以上	10,000円

		20キロメートル未満	
		使用距離が片道20キロメートル以上 25キロメートル未満	12,900円
		使用距離が片道25キロメートル以上 30キロメートル未満	15,800円
		使用距離が片道30キロメートル以上 35キロメートル未満	18,700円
		使用距離が片道35キロメートル以上 40キロメートル未満	21,600円
		使用距離が片道40キロメートル以上 45キロメートル未満	24,400円
		使用距離が片道45キロメートル以上 50キロメートル未満	26,200円
		使用距離が片道50キロメートル以上 55キロメートル未満	28,000円
		使用距離が片道55キロメートル以上 60キロメートル未満	29,800円
		使用距離が片道60キロメートル以上	31,600円
第3号	通勤のため交通機関等 を利用し、かつ、自動 車等を使用する職員	運賃等相当額及び前号に定める額の合計額とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に規定する額に満たないときは、前号に規定する額とする。	

備考

この表に規定するもののほか、第1号又は第3号に規定する職員が、法人規程で定める新幹線鉄道等（特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等をいう。）の利用基準を満たす場合には、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等相当額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を第1号又は第3号の額に加算する。

- 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員については、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であることを要しないものとする。
- 4 第2項第2号に掲げる職員のうち育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務者」という。）であって、平均1か月当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。
- 5 職員は、新たに第1項の要件に該当することとなった場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には、速やかに、任命権者に届け出なければならない。
- 6 通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員につき、離職その他

の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(単身赴任手当)

第29条 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動又は新たに職員となったこと（国の機関等からの人事交流等を含む。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他法人規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して、法人規程で定める基準に照らし困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認めた職員に支給する。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上		70,000円

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(教員特殊業務手当)

第30条 教員特殊業務手当は、附属学校の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員又は実習助手が、次に掲げる事由に該当する場合に支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務のうち、次に掲げる業務について、附属学校職員就業規則第47条に規定する休日（同規則第48条の規定により休日の振替日を含む。）において、終日（日中8時間程度とする。以下同じ。）従事した場合又は休日以外の日においてこれと同程度の時間従事した場合

ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務（宿泊を伴う

ものに限る。)に8時間程度従事した場合

- (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務に終日従事した場合(附属学校職員就業規則第47条に規定する休日の日に限る。)又は休日以外の日において終日従事した場合(宿泊を伴うものに限る。)
- (4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務に4時間程度従事した場合(附属学校職員就業規則第47条に規定する休日の日に限る。)
- (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務に従事した場合(附属学校職員就業規則第47条に規定する休日の日に限る。)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号アの業務	3,200円(被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
前項第1号イ及びウの業務	3,000円
前項第2号の業務	1,700円
前項第3号の業務	1,700円
前項第4号の業務	1,200円
前項第5号の業務	900円

(教育実習等指導手当)

第31条 教育実習等指導手当は、附属学校の副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が、計画に基づく学生の教育実習の指導業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

(教育業務連絡指導手当)

第32条 教育業務連絡指導手当は、附属学校の教諭のうち、次の表に掲げる主任又は主事が、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる業務に従事したときに支給する。教育業務連絡指導手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。ただし、3学級未満の学年に置かれる学年主任には支給しない。

学校名	主任等
附属小学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任
附属中学校 附属駒場中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任
附属高等学校 附属駒場高等学校 附属坂戸高等学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、研究主任、教育実習主任、農場長
附属視覚特別支援学校 附属聴覚特別支援学校 附属大塚特別支援学校 附属桐が丘特別支援学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮務主任、研究主任、教育実習主任
附属久里浜特別支援学校	教務主任、寮務主任

(極地観測手当)

第33条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額(越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額)とする。

職務の級	手当額
一般職員(一) 俸給表6級、5級及び4級 教育職員(二) 俸給表3級及び2級	3,100円
一般職員(一) 俸給表3級	2,400円
一般職員(一) 俸給表2級 教育職員(二) 俸給表1級	2,000円
一般職員(一) 俸給表1級	1,900円

(時間外勤務手当)

第34条 時間外勤務手当は、附属学校職員就業規則第50条第1項の規定により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員に、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125を支給する。ただし、育児短時間勤務者が、正規の勤務時間(附属学校職員就業規則第23条の2の規定により、当該職員が育児短時間勤務をする日及び時間帯をいう。以下この条において同じ。)が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が1日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の100を支給する。

- 2 前項の勤務が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)において行われた場合は、深夜の割増として100分の25を加えた100分の150を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務者が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が1日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務にあっては、100分の125を支給する。

(休日給)

第35条 休日給は、附属学校職員就業規則第47条に規定する休日に勤務することを命じられた職員に、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を支給する。

- 2 前項の勤務が深夜において行われた場合は、深夜の割増として100分の25を加えた100分の160を休日給として支給する。

(時間外勤務手当及び休日給の特例)

第35条の2 前2条の規定にかかわらず、附属学校職員就業規則第50条第1項の規定により所定の勤務時間以外の時間及び休日に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした

勤務（育児短時間勤務職員にあつては、正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務）及び休日にした勤務が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えた時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が深夜である場合は、100分の175）を支給する。

- 職員が国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則第19条の2に規定する代替休暇を取得したときは、前項に規定する60時間を超えた時間のうち当該代替休暇に代えられた時間外勤務手当又は休日給の支給に係る時間に対しては、第34条第1項に規定する時間外勤務手当（その時間が深夜である場合は、同条第2項に規定する時間外勤務手当）又は前条第1項に規定する休日給（その時間が深夜である場合は、同条第2項に規定する休日給）を支給する。

（時間外勤務手当及び休日給に係る支給の調整）

第35条の3 第42条の規定により教職調整額が支給される職員に係る時間外勤務手当及び休日給については、前3条の規定にかかわらず、同一の給与の計算期間において、当該規定により算出した額の合計額が教職調整額として算出した額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

（夜勤手当）

第36条 夜勤手当は、附属学校職員就業規則第49条の規定を適用される職員で所定の勤務時間が深夜に割り振られた場合には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給する。ただし、前3条の規定により休日給が支給されることとなる場合には支給しない。

（宿日直手当）

第37条 宿日直手当は、職員が附属学校職員就業規則第53条の規定により宿日直勤務を命じられ従事した場合に支給するものとし、手当の額は勤務1回につき、7,230円とする。

（期末手当）

第38条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第39条までにおいて「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは附属学校職員就業規則第70条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡（以下「退職等」という。）した職員についても同様とする。ただし、基本年俸職員には支給しない。

- 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職等した職員にあつては、退職等の日現在。以下この条から第39条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額）、教職調整額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の教職調整額を算出率で除して得た額）、扶養手当及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額（次項及び第4項に規定する額を含む。）に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、表（1）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

在職期間	割合
------	----

6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- 3 別表第11に定める職員にあっては、俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額）、教職調整額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の教職調整額を算出率で除して得た額）及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を前項に規定する合計額に加算して得た額とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（勤勉手当）

第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1か月以内に退職等した職員についても同様とする。ただし、基本年俸職員には支給しない。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額）、教職調整額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の教職調整額を算出率で除して得た額）及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額に、役職段階別加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて法人規程で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する教育研究等連携手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

3 前2項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(特別貢献手当)

第39条の2 特別貢献手当は、一の年度において、教育、研究その他の各分野におけるそれぞれの活動を通じて特に顕著な貢献があった場合であって学長が認めるときに限り、支給する。

2 前項の手当の額は、学長が決定する。

3 前2項に規定するもののほか、特別貢献手当の支給に係る基準その他の特別貢献手当の支給に関し必要な事項は、教育、研究その他の各分野を所掌する副学長が別に定める。

4 副学長が前項の基準等を定め、又は改廃する場合は、学長の承認を得なければならない。

(義務教育等教員特別手当)

第40条 義務教育等教員特別手当は、附属学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員又は実習助手に支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額、職務の級及び号俸の別に応じて別表第12に掲げる額とする。ただし、附属坂戸高等学校の教員で次条に規定する産業教育手当が支給されている者については、4分の3を乗じて得た額とする。

(産業教育手当)

第41条 産業教育手当は、附属坂戸高等学校の副校長、主幹教諭及び教諭で高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭の免許状を有する者が、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担当する場合に支給する。産業教育手当の月額は、その者の俸給月額及び教職調整額の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。

2 附属坂戸高等学校の実習助手が、農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目について主幹教諭又は教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、産業教育手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

## 第8章 教職調整額

(教職調整額)

第42条 附属学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員又は実習助手の職務と勤務態様の特殊性を考慮し時間外勤務手当及び休日給の概念を含むものとして、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

## 第9章 休業給

(休業給)

第43条 職員が附属学校職員就業規則第28条に規定する研修休業又は附属学校職員就業規則第29条に規定する海外教育研究活動休業(以下「休業」という。)となった場合には、休業給を次に掲げるとおり支給する。

(1) 職員の休業が、当該月の初日から末日まで引き続く場合は、当該月の社会保険及び雇用保険の掛金相当額(職員負担分)を支給する。

- (2) 職員の休業の開始日又は終了日が当該月の中途となる場合は、当該月に支払われる給与が当該月の社会保険及び雇用保険の掛金相当額（職員負担分）に満たない場合に限り、当該満たない額に相当する額を支給する。

## 第10章 雑則

(雑則)

第44条 この法人規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な細目は、法人規程で定める。

附 則

(施行日)

1 この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

(俸給表)

2 第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、国立大学法人筑波大学職員の給与に関する規則（平成16年法人規則第7号。以下「給与規則」という。）第11条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた筑波大学法人職員（以下「承継職員」という。）の施行日における第11条第1項に規定する俸給表の適用については、別に辞令を發せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた同一の俸給表を適用するものとする。

(俸給月額)

3 承継職員の施行日における俸給月額については、別に辞令を發せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた俸給月額（期間を含む。）と同一とする。

(俸給の調整額)

4 承継職員の施行日における俸給の調整額については、別に辞令を發せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた調整数と同一とする。また、施行日の前日において人事院規則9-6附則（平成7年10月25日人事院規則9-6-25）相当の額を受けていた職員の俸給の調整額の支給については、従前のおりとする。

(扶養手当等)

5 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則第27条に規定する扶養手当、同規則第30条に規定する住居手当、同規則第31条に規定する通勤手当及び同規則第32条に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第25条に規定する扶養手当、第27条に規定する住居手当、第28条に規定する通勤手当及び第29条に規定する単身赴任手当の支給については、別に要件の変更がない限り、従前のおりとする。

(調整手当の異動保障)

6 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則第28条の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第26条の規定にかかわらず、従前のおりとする。

(期末手当等の在職期間)

7 承継職員の第38条第2項に規定する期末手当及び第39条第2項に規定する勤勉手当の「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間」には、平成17年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの在職した期間も含めるものとする。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

8 平成21年6月に支給する期末手当に関する第38条第2項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」とする。

(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 9 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第39条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 10 平成22年12月に支給する期末手当に関する第38条第2項の規定の適用については、同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」とする。

(平成22年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 11 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第39条第2項の規定の適用については、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とする。

(定年年齢の引上げに伴う経過措置)

- 12 次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員の俸給月額、当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第14項において「特定日」という。)以後、職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、職員の属する職務の級及び職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 一般職員(一) 俸給表
- (2) 一般職員(二) 俸給表
- (3) 教育職員(二) 俸給表
- (4) 教育職員(三) 俸給表
- (5) 医療職員(一) 俸給表
- (6) 医療職員(二) 俸給表

- 13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 附属学校職員就業規則第5条の規定により期間を定めて採用される職員のうち、同規則第22条に規定する産前産後休業又は同規則第23条に規定する育児休業を取得している職員に代わり臨時的に任用される職員
- (2) 附属学校職員就業規則第14条の3に規定する管理監督職勤務上限年齢制の特例(附則第16項において「管理監督職勤務上限年齢制の特例」という。)により引き続き管理監督職にある職員

- 14 附属学校職員就業規則第14条の2の規定により非管理監督職へ降任(附則第16項において「非管理監督職へ降任」という。)をした職員であつて、当該非管理監督職へ降任した日(以下この項において「降任日」という。)の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が降任日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額(附則第15項において「俸給月額差額相当額」という。)を俸給月額として支給する。

- 15 前項の規定による俸給月額差額相当額と当該俸給月額差額相当額を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

とする。

- 16 前2項の規定は、管理監督職勤務上限年齢制の特例により引き続き管理監督職にある職員が非管理監督職へ降任した場合について準用する。
- 17 附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第22条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。
- 18 附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第40条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、「4分の3を乗じて得た額」とあるのは「4分の3を乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則（平17.9.29法人規則56号）

- 1 この法人規則は、平成17年9月29日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年8月24日から適用する。
- 2 平成17年度における新規則第28条第3項の規定の適用については、同項第1号中「第4条第1項本文」とあるのは「附則第3項」と、同項第1号及び第2号中「12で除して得た額」とあるのは「7で除して得た額」と、「12を乗じて得た額」とあるのは「7を乗じて得た額」とする。

附 則（平17.11.24法人規則61号）

この法人規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平18.3.23法人規則18号）

（施行期日）

- 1 この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。  
（職務の級の切替え）
- 2 この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が次の表に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する新級欄に定める職務の級とする。

俸 給 表	旧 級	新 級
一般職員（一）俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級

	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
一般職員（二）俸給表	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

（号俸の切替え）

- 3 施行日の前日において改正前の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第18号。以下「附属学校職員給与規則」という。）別表第1から別表第6までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて次の表に定める号俸とする。

イ 一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1

	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
1 0	3 月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
1 1	3 月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
1 2	3 月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
1 3	3 月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29

1 4	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
1 5	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
1 6	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
1 7	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
1 8	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
1 9	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
2 0	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
2 1	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
2 2	3月未滿			85	65	89	77	73			

	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
2 3	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
2 4	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
2 5	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
2 6	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
2 7	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
2 8	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
2 9	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
3 0	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							

	6 月以上 9 月未滿			119							
	9 月以上 12 月未滿			120							
	12 月以上			121							
3 1	3 月未滿			121							
	3 月以上 6 月未滿			122							
	6 月以上 9 月未滿			123							
	9 月以上 12 月未滿			124							
	12 月以上			125							
3 2	3 月未滿			125							
	3 月以上 6 月未滿			125							
	6 月以上 9 月未滿			125							
	9 月以上 12 月未滿			125							
	12 月以上			125							
梓外 1	3 月未滿				85	109	89	77	69	53	
	3 月以上 6 月未滿				85	110	90	78	70	54	
	6 月以上 9 月未滿				86	111	91	79	71	55	
	9 月以上 12 月未滿				86	112	92	80	72	56	
	12 月以上				87	113	93	81	73	57	
梓外 2	3 月未滿				87			81	73	57	
	3 月以上 6 月未滿				87			82	74	58	
	6 月以上 9 月未滿				88			83	75	59	
	9 月以上 12 月未滿				88			84	76	60	
	12 月以上				89			85	77	61	
梓外 3	3 月未滿				89						
	3 月以上 6 月未滿				90						
	6 月以上 9 月未滿				91						
	9 月以上 12 月未滿				92						
	12 月以上				93						
梓外 4	3 月未滿				93						
	3 月以上 6 月未滿				94						
	6 月以上 9 月未滿				95						
	9 月以上 12 月未滿				96						
	12 月以上				97						
梓外 5	3 月未滿				97						
	3 月以上 6 月未滿				98						
	6 月以上 9 月未滿				99						
	9 月以上 12 月未滿				100						
	12 月以上				101						
梓外 6	3 月未滿				101						
	3 月以上 6 月未滿				102						
	6 月以上 9 月未滿				103						

	9月以上12月未満				104						
	12月以上				105						
枠外7	3月未満				105						
	3月以上6月未満				106						
	6月以上9月未満				107						
	9月以上12月未満				108						
	12月以上				109						
枠外8	3月未満				109						
	3月以上6月未満				109						
	6月以上9月未満				110						
	9月以上12月未満				110						
	12月以上				111						
枠外9	3月未満				111						
	3月以上6月未満				111						
	6月以上9月未満				112						
	9月以上12月未満				112						
	12月以上				113						

ロ 一般職員（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1

	3月以上6月未滿	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未滿	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未滿	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未滿	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未滿	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未滿	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未滿	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未滿	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未滿	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30

	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	55	35	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	44	56	36	32
	12 月以上	49	49	45	57	37	33
1 4	3 月未滿	49	49	45	57	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	58	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	59	39	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48	60	40	36
	12 月以上	53	53	49	61	41	37
1 5	3 月未滿	53	53	49	61	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	62	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	63	43	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	64	44	40
	12 月以上	57	57	53	65	45	41
1 6	3 月未滿	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	67	47	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	68	48	44
	12 月以上	61	61	57	69	49	45
1 7	3 月未滿	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	71	51	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60	72	52	48
	12 月以上	65	65	61	73	53	49
1 8	3 月未滿	65	65	61	73	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	74	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	75	55	51
	9 月以上 12 月未滿	68	68	64	76	56	52
	12 月以上	69	69	65	77	57	53
1 9	3 月未滿	69	69	65	77	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	65	78	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	66	79	59	55
	9 月以上 12 月未滿	72	72	66	80	60	56
	12 月以上	73	73	67	81	61	57
2 0	3 月未滿	73	73	67	81	61	57
	3 月以上 6 月未滿	74	74	67	82	62	58
	6 月以上 9 月未滿	75	75	68	83	63	59
	9 月以上 12 月未滿	76	76	68	84	64	60
	12 月以上	77	77	69	85	65	61
2 1	3 月未滿	77	77	69	85	65	61
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70	86	66	62
	6 月以上 9 月未滿	79	79	71	87	67	63

	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
2 2	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
2 3	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
2 4	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
2 5	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
2 6	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
2 7	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
2 8	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
2 9	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		

	12 月以上	113	113	93	121		
3 0	3 月未滿	113	113	93	121		
	3 月以上 6 月未滿	114	114	93	122		
	6 月以上 9 月未滿	115	115	94	123		
	9 月以上 12 月未滿	116	116	94	124		
	12 月以上	117	117	95	125		
3 1	3 月未滿	117	117	95	125		
	3 月以上 6 月未滿	118	118	95	126		
	6 月以上 9 月未滿	119	119	96	127		
	9 月以上 12 月未滿	120	120	96	128		
	12 月以上	121	121	97	129		
3 2	3 月未滿	121	121				
	3 月以上 6 月未滿	121	122				
	6 月以上 9 月未滿	121	123				
	9 月以上 12 月未滿	121	124				
	12 月以上	121	125				
3 3	3 月未滿		125				
	3 月以上 6 月未滿		126				
	6 月以上 9 月未滿		127				
	9 月以上 12 月未滿		128				
	12 月以上		129				
枠外 1	3 月未滿		129	97	129	93	
	3 月以上 6 月未滿		130	98	130	94	
	6 月以上 9 月未滿		131	99	131	95	
	9 月以上 12 月未滿		132	100	132	96	
	12 月以上		133	101	133	97	
枠外 2	3 月未滿		133	101		97	
	3 月以上 6 月未滿		134	102		98	
	6 月以上 9 月未滿		135	103		99	
	9 月以上 12 月未滿		136	104		100	
	12 月以上		137	105		101	
枠外 3	3 月未滿			105			
	3 月以上 6 月未滿			106			
	6 月以上 9 月未滿			107			
	9 月以上 12 月未滿			108			
	12 月以上			109			
枠外 4	3 月未滿			109			
	3 月以上 6 月未滿			109			
	6 月以上 9 月未滿			110			
	9 月以上 12 月未滿			110			
	12 月以上			111			

ハ 教育職員(二)俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級		1級	2級	3級	4級
	経過期間					
1	3月未満				1	1
	3月以上6月未満				1	1
	6月以上9月未満				1	1
	9月以上12月未満				1	1
	12月以上				1	1
2	3月未満		1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	1
	12月以上		5	5	1	1
3	3月未満		5	5	1	1
	3月以上6月未満		6	6	1	1
	6月以上9月未満		7	7	1	1
	9月以上12月未満		8	8	1	1
	12月以上		9	9	1	1
4	3月未満		9	9	1	1
	3月以上6月未満		10	10	2	1
	6月以上9月未満		11	11	3	1
	9月以上12月未満		12	12	4	1
	12月以上		13	13	5	1
5	3月未満		13	13	5	1
	3月以上6月未満		14	14	6	1
	6月以上9月未満		15	15	7	1
	9月以上12月未満		16	16	8	1
	12月以上		17	17	9	1
6	3月未満		17	17	9	1
	3月以上6月未満		18	18	10	2
	6月以上9月未満		19	19	11	3
	9月以上12月未満		20	20	12	4
	12月以上		21	21	13	5
7	3月未満		21	21	13	5
	3月以上6月未満		22	22	14	6
	6月以上9月未満		23	23	15	7
	9月以上12月未満		24	24	16	8
	12月以上		25	25	17	9
8	3月未満		25	25	17	9
	3月以上6月未満		26	26	18	10
	6月以上9月未満		27	27	19	11

	9月以上12月未滿	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未滿	29	29	21	13
	3月以上6月未滿	30	30	22	14
	6月以上9月未滿	31	31	23	15
	9月以上12月未滿	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未滿	33	33	25	17
	3月以上6月未滿	34	34	26	18
	6月以上9月未滿	35	35	27	19
	9月以上12月未滿	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未滿	37	37	29	21
	3月以上6月未滿	38	38	30	22
	6月以上9月未滿	39	39	31	23
	9月以上12月未滿	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未滿	41	41	33	25
	3月以上6月未滿	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未滿	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未滿	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未滿	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	46	37
	6月以上9月未滿	55	55	47	37
	9月以上12月未滿	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未滿	57	57	49	
	3月以上6月未滿	58	58	50	
	6月以上9月未滿	59	59	51	
	9月以上12月未滿	60	60	52	

	12 月以上	61	61	53	
1 7	3 月未滿	61	61	53	
	3 月以上 6 月未滿	62	62	54	
	6 月以上 9 月未滿	63	63	55	
	9 月以上 12 月未滿	64	64	56	
	12 月以上	65	65	57	
1 8	3 月未滿	65	65	57	
	3 月以上 6 月未滿	66	66	58	
	6 月以上 9 月未滿	67	67	59	
	9 月以上 12 月未滿	68	68	60	
	12 月以上	69	69	61	
1 9	3 月未滿	69	69	61	
	3 月以上 6 月未滿	70	70	62	
	6 月以上 9 月未滿	71	71	63	
	9 月以上 12 月未滿	72	72	64	
	12 月以上	73	73	65	
2 0	3 月未滿	73	73	65	
	3 月以上 6 月未滿	74	74	66	
	6 月以上 9 月未滿	75	75	67	
	9 月以上 12 月未滿	76	76	68	
	12 月以上	77	77	69	
2 1	3 月未滿	77	77	69	
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70	
	6 月以上 9 月未滿	79	79	71	
	9 月以上 12 月未滿	80	80	72	
	12 月以上	81	81	73	
2 2	3 月未滿	81	81	73	
	3 月以上 6 月未滿	82	82	74	
	6 月以上 9 月未滿	83	83	75	
	9 月以上 12 月未滿	84	84	76	
	12 月以上	85	85	77	
2 3	3 月未滿	85	85	77	
	3 月以上 6 月未滿	86	86	77	
	6 月以上 9 月未滿	87	87	77	
	9 月以上 12 月未滿	88	88	77	
	12 月以上	89	89	77	
2 4	3 月未滿	89	89		
	3 月以上 6 月未滿	90	90		
	6 月以上 9 月未滿	91	91		
	9 月以上 12 月未滿	92	92		
	12 月以上	93	93		

2 5	3月未滿	93	93		
	3月以上6月未滿	94	94		
	6月以上9月未滿	95	95		
	9月以上12月未滿	96	96		
	12月以上	97	97		
2 6	3月未滿	97	97		
	3月以上6月未滿	98	98		
	6月以上9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
2 7	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
2 8	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
2 9	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
3 0	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
3 1	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
3 2	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
3 3	3月未滿	125	125		

	3 月以上 6 月未滿	126	126		
	6 月以上 9 月未滿	127	127		
	9 月以上 12 月未滿	128	128		
	12 月以上	129	129		
3 4	3 月未滿	129			
	3 月以上 6 月未滿	130			
	6 月以上 9 月未滿	131			
	9 月以上 12 月未滿	132			
	12 月以上	133			
3 5	3 月未滿	133			
	3 月以上 6 月未滿	134			
	6 月以上 9 月未滿	135			
	9 月以上 12 月未滿	136			
	12 月以上	137			
3 6	3 月未滿	137			
	3 月以上 6 月未滿	138			
	6 月以上 9 月未滿	139			
	9 月以上 12 月未滿	140			
	12 月以上	141			
3 7	3 月未滿	141			
	3 月以上 6 月未滿	142			
	6 月以上 9 月未滿	143			
	9 月以上 12 月未滿	144			
	12 月以上	145			
3 8	3 月未滿	145			
	3 月以上 6 月未滿	146			
	6 月以上 9 月未滿	147			
	9 月以上 12 月未滿	148			
	12 月以上	149			
3 9	3 月未滿	149			
	3 月以上 6 月未滿	150			
	6 月以上 9 月未滿	151			
	9 月以上 12 月未滿	152			
	12 月以上	153			
4 0	3 月未滿	153			
	3 月以上 6 月未滿	153			
	6 月以上 9 月未滿	153			
	9 月以上 12 月未滿	153			
	12 月以上	153			
枠外 1	3 月未滿		129		
	3 月以上 6 月未滿		130		

	6月以上9月未満		131		
	9月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
枠外2	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
	12月以上		137		
枠外3	3月未満		137		
	3月以上6月未満		137		
	6月以上9月未満		137		
	9月以上12月未満		137		
	12月以上		137		

ニ 教育職員(三)俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1

6	3月未滿	17	17	13	1
	3月以上6月未滿	18	18	14	2
	6月以上9月未滿	19	19	15	3
	9月以上12月未滿	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未滿	21	21	17	5
	3月以上6月未滿	22	22	18	6
	6月以上9月未滿	23	23	19	7
	9月以上12月未滿	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未滿	25	25	21	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	11
	9月以上12月未滿	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未滿	29	29	25	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	15
	9月以上12月未滿	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未滿	33	33	29	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	19
	9月以上12月未滿	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未滿	37	37	33	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未滿	41	41	37	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未滿	45	45	41	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未滿	49	49	45	33

	3月以上6月未滿	50	50	46	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
1 5	3月未滿	53	53	49	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	37
	6月以上9月未滿	55	55	51	37
	9月以上12月未滿	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
1 6	3月未滿	57	57	53	
	3月以上6月未滿	58	58	54	
	6月以上9月未滿	59	59	55	
	9月以上12月未滿	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
1 7	3月未滿	61	61	57	
	3月以上6月未滿	62	62	58	
	6月以上9月未滿	63	63	59	
	9月以上12月未滿	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
1 8	3月未滿	65	65	61	
	3月以上6月未滿	66	66	62	
	6月以上9月未滿	67	67	63	
	9月以上12月未滿	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
1 9	3月未滿	69	69	65	
	3月以上6月未滿	70	70	66	
	6月以上9月未滿	71	71	67	
	9月以上12月未滿	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
2 0	3月未滿	73	73	69	
	3月以上6月未滿	74	74	70	
	6月以上9月未滿	75	75	71	
	9月以上12月未滿	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
2 1	3月未滿	77	77	73	
	3月以上6月未滿	78	78	74	
	6月以上9月未滿	79	79	75	
	9月以上12月未滿	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
2 2	3月未滿	81	81	77	
	3月以上6月未滿	82	82	78	

	6 月以上 9 月未滿	83	83	79	
	9 月以上 12 月未滿	84	84	80	
	12 月以上	85	85	81	
2 3	3 月未滿	85	85	81	
	3 月以上 6 月未滿	86	86	82	
	6 月以上 9 月未滿	87	87	83	
	9 月以上 12 月未滿	88	88	84	
	12 月以上	89	89	85	
2 4	3 月未滿	89	89	85	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	86	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	87	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	88	
	12 月以上	93	93	89	
2 5	3 月未滿	93	93	89	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	90	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	91	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	92	
	12 月以上	97	97	93	
2 6	3 月未滿	97	97	93	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	93	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	93	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	93	
	12 月以上	101	101	93	
2 7	3 月未滿	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103		
	9 月以上 12 月未滿	104	104		
	12 月以上	105	105		
2 8	3 月未滿	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	106		
	6 月以上 9 月未滿	107	107		
	9 月以上 12 月未滿	108	108		
	12 月以上	109	109		
2 9	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 12 月未滿	112	112		
	12 月以上	113	113		
3 0	3 月未滿	113	113		
	3 月以上 6 月未滿	114	114		
	6 月以上 9 月未滿	115	115		

	9月以上 12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
3 1	3月未滿	117	117		
	3月以上 6月未滿	118	118		
	6月以上 9月未滿	119	119		
	9月以上 12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
3 2	3月未滿	121	121		
	3月以上 6月未滿	122	122		
	6月以上 9月未滿	123	123		
	9月以上 12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
3 3	3月未滿	125	125		
	3月以上 6月未滿	125	126		
	6月以上 9月未滿	125	127		
	9月以上 12月未滿	125	128		
	12月以上	125	129		
3 4	3月未滿		129		
	3月以上 6月未滿		130		
	6月以上 9月未滿		131		
	9月以上 12月未滿		132		
	12月以上		133		
3 5	3月未滿		133		
	3月以上 6月未滿		134		
	6月以上 9月未滿		135		
	9月以上 12月未滿		136		
	12月以上		137		
3 6	3月未滿		137		
	3月以上 6月未滿		138		
	6月以上 9月未滿		139		
	9月以上 12月未滿		140		
	12月以上		141		
枠外 1	3月未滿		141		
	3月以上 6月未滿		142		
	6月以上 9月未滿		143		
	9月以上 12月未滿		144		
	12月以上		145		
枠外 2	3月未滿		145		
	3月以上 6月未滿		146		
	6月以上 9月未滿		147		
	9月以上 12月未滿		148		

	12月以上		149		
枠外3	3月未満		149		
	3月以上6月未満		149		
	6月以上9月未満		149		
	9月以上12月未満		149		
	12月以上		149		

ホ 医療職員（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間								
1	3月未満				1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1	1	1
	12月以上				1	1	1	1	1
2	3月未満		1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	4	1	1	1	1
	12月以上		5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満		5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満		7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満		8	8	8	4	1	1	1
	12月以上		9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満		9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満		10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満		11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満		12	12	12	8	4	1	1
	12月以上		13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満		13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満		14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満		15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満		16	16	16	12	8	4	1
	12月以上		17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満		17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満		18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満		19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満		20	20	20	16	12	8	4
	12月以上		21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満		21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満		22	22	22	18	14	10	6

	6 月以上 9 月未滿	23	23	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未滿	24	24	24	20	16	12	8
	12 月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3 月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12 月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3 月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	33	33	29	25	21	17
1 0	3 月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12 月以上	37	37	37	33	29	25	21
1 1	3 月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12 月以上	41	41	41	37	33	29	25
1 2	3 月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12 月以上	45	45	45	41	37	33	29
1 3	3 月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12 月以上	49	49	49	45	41	37	33
1 4	3 月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12 月以上	53	53	53	49	45	41	37
1 5	3 月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43	39

	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
1 6	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
1 7	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
1 8	3月未滿	65	65	65	61	57	53	
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	
	12月以上	69	69	69	65	61	57	
1 9	3月未滿	69	69	69	65	61	57	
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	
	12月以上	73	73	73	69	65	61	
2 0	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
2 1	3月未滿	77	77	77	73	69		
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70		
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71		
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72		
	12月以上	81	81	81	77	73		
2 2	3月未滿	81	81	81	77	73		
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74		
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75		
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76		
	12月以上	85	85	85	81	77		
2 3	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	85	88	88	84	80		

	12 月以上	85	89	89	85	81		
2 4	3 月未滿		89	89	85			
	3 月以上 6 月未滿		90	90	86			
	6 月以上 9 月未滿		91	91	87			
	9 月以上 12 月未滿		92	92	88			
	12 月以上		93	93	89			
2 5	3 月未滿		93	93	89			
	3 月以上 6 月未滿		94	94	90			
	6 月以上 9 月未滿		95	95	91			
	9 月以上 12 月未滿		96	96	92			
	12 月以上		97	97	93			
2 6	3 月未滿		97	97	93			
	3 月以上 6 月未滿		98	98	94			
	6 月以上 9 月未滿		99	99	95			
	9 月以上 12 月未滿		100	100	96			
	12 月以上		101	101	97			
2 7	3 月未滿		101	101	97			
	3 月以上 6 月未滿		102	102	98			
	6 月以上 9 月未滿		103	103	99			
	9 月以上 12 月未滿		104	104	100			
	12 月以上		105	105	101			
2 8	3 月未滿		105	105				
	3 月以上 6 月未滿		105	106				
	6 月以上 9 月未滿		105	107				
	9 月以上 12 月未滿		105	108				
	12 月以上		105	109				
2 9	3 月未滿			109				
	3 月以上 6 月未滿			110				
	6 月以上 9 月未滿			111				
	9 月以上 12 月未滿			112				
	12 月以上			113				
3 0	3 月未滿			113				
	3 月以上 6 月未滿			113				
	6 月以上 9 月未滿			113				
	9 月以上 12 月未滿			113				
	12 月以上			113				
粹外 1	3 月未滿				101	81		49
	3 月以上 6 月未滿				102	82		50
	6 月以上 9 月未滿				103	83		51
	9 月以上 12 月未滿				104	84		52
	12 月以上				105	85		53

へ 医療職員（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間								
1	3月未満				1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1	1	1
	12月以上				1	1	1	1	1
2	3月未満		1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	4	1	1	1	1
	12月以上		5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満		5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満		7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満		8	8	8	4	1	1	1
	12月以上		9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満		9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満		10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満		11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満		12	12	12	8	4	1	1
	12月以上		13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満		13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満		14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満		15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満		16	16	16	12	8	4	1
	12月以上		17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満		17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満		18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満		19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満		20	20	20	16	12	8	4
	12月以上		21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満		21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満		22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満		23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満		24	24	24	20	16	12	8
	12月以上		25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満		25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満		26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満		27	27	27	23	19	15	11

	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44

	12 月以上	61	61	61	57	53	49	45
1 7	3 月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12 月以上	65	65	65	61	57	53	49
1 8	3 月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12 月以上	69	69	69	65	61	57	53
1 9	3 月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12 月以上	73	73	73	69	65	61	57
2 0	3 月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12 月以上	77	77	77	73	69	65	
2 1	3 月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12 月以上	81	81	81	77	73	69	
2 2	3 月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12 月以上	85	85	85	81	77	69	
2 3	3 月未滿	85	85	85	81	77		
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	82	78		
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	83	79		
	9 月以上 12 月未滿	88	88	88	84	80		
	12 月以上	89	89	89	85	81		
2 4	3 月未滿	89	89	89	85	81		
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90	86	82		
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91	87	83		
	9 月以上 12 月未滿	92	92	92	88	84		
	12 月以上	93	93	93	89	85		

2 5	3 月未滿	93	93	93	89			
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94	90			
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	91			
	9 月以上 12 月未滿	96	96	96	92			
	12 月以上	97	97	97	93			
2 6	3 月未滿	97	97	97	93			
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98	94			
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	95			
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100	96			
	12 月以上	101	101	101	97			
2 7	3 月未滿	101	101	101	97			
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102	98			
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103	99			
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104	100			
	12 月以上	105	105	105	101			
2 8	3 月未滿	105	105	105	101			
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106	102			
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107	103			
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108	104			
	12 月以上	109	109	109	105			
2 9	3 月未滿	109	109	109				
	3 月以上 6 月未滿	110	110	110				
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111				
	9 月以上 12 月未滿	112	112	112				
	12 月以上	113	113	113				
3 0	3 月未滿	113	113	113				
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114				
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115				
	9 月以上 12 月未滿	116	116	116				
	12 月以上	117	117	117				
3 1	3 月未滿	117	117	117				
	3 月以上 6 月未滿	118	118	118				
	6 月以上 9 月未滿	119	119	119				
	9 月以上 12 月未滿	120	120	120				
	12 月以上	121	121	121				
3 2	3 月未滿	121	121					
	3 月以上 6 月未滿	122	122					
	6 月以上 9 月未滿	123	123					
	9 月以上 12 月未滿	124	124					
	12 月以上	125	125					
3 3	3 月未滿	125	125					

	3 月以上 6 月未滿	126	126					
	6 月以上 9 月未滿	127	127					
	9 月以上 12 月未滿	128	128					
	12 月以上	129	129					
3 4	3 月未滿	129	129					
	3 月以上 6 月未滿	130	130					
	6 月以上 9 月未滿	131	131					
	9 月以上 12 月未滿	132	132					
	12 月以上	133	133					
3 5	3 月未滿	133	133					
	3 月以上 6 月未滿	134	134					
	6 月以上 9 月未滿	135	135					
	9 月以上 12 月未滿	136	136					
	12 月以上	137	137					
3 6	3 月未滿	137	137					
	3 月以上 6 月未滿	138	138					
	6 月以上 9 月未滿	139	139					
	9 月以上 12 月未滿	140	140					
	12 月以上	141	141					
3 7	3 月未滿	141	141					
	3 月以上 6 月未滿	142	142					
	6 月以上 9 月未滿	143	143					
	9 月以上 12 月未滿	144	144					
	12 月以上	145	145					
3 8	3 月未滿	145	145					
	3 月以上 6 月未滿	146	146					
	6 月以上 9 月未滿	147	147					
	9 月以上 12 月未滿	148	148					
	12 月以上	149	149					
3 9	3 月未滿	149						
	3 月以上 6 月未滿	150						
	6 月以上 9 月未滿	151						
	9 月以上 12 月未滿	152						
	12 月以上	153						
4 0	3 月未滿	153						
	3 月以上 6 月未滿	154						
	6 月以上 9 月未滿	155						
	9 月以上 12 月未滿	156						
	12 月以上	157						
4 1	3 月未滿	157						
	3 月以上 6 月未滿	158						

	6 月以上 9 月未満	159						
	9 月以上 12 月未満	160						
	12 月以上	161						
枠外 1	3 月未満	161	149	121	105	85		
	3 月以上 6 月未満	162	150	122	106	86		
	6 月以上 9 月未満	163	151	123	107	87		
	9 月以上 12 月未満	164	152	124	108	88		
	12 月以上	165	153	125	109	89		
枠外 2	3 月未満	165			109	89		
	3 月以上 6 月未満	166			110	90		
	6 月以上 9 月未満	167			111	91		
	9 月以上 12 月未満	168			112	92		
	12 月以上	169			113	93		

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び法人規程に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、法人規程の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 5 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、施行日前の俸給月額と施行日後の俸給月額の差額（以下「俸給月額差額」という。）と施行日後の俸給月額を支給する。
- 6 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給月額差額と施行日後の俸給月額を支給する。
- 7 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給月額差額と施行日後の俸給月額を支給する。

(経過措置に係る給与の算出基礎)

- 8 前 3 項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る附属学校職員給与規則第 2 条、第 7 条、第 21 条第 2 項及び第 3 項、第 23 条、第 24 条第 2 項及び第 3 項、第 26 条第 1 項、第 38 条第 2 項から第 4 項、第 39 条第 2 項、第 41 条第 1 項並びに第 42 条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

(平成 22 年 3 月 31 日までの間における特例)

- 9 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の上欄に掲げる附属学校職員給与規則の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第 17 条第 2 項		第 17 条第 3 項		
4 号俸	3 号俸	4 号俸	3 号俸	2 号俸
3 号俸	2 号俸	3 号俸	2 号俸	1 号俸

(俸給の調整額に関する経過措置)

10 第22条の規定により俸給月額を調整を行う職員(次項において「俸給の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、同条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を俸給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

11 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き俸給の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに俸給の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに俸給の調整額適用職員になったとした場合にこの法人規則による改正前の附属学校職員給与規則の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎としてこの法人規則による改正前の第22条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に、国の機関等から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であったものとみなして前号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(派遣職員の給与に関する経過措置)

12 この法人規則施行の際現に国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)の規定により派遣されている職員の第23条の規定の適用については、施行日の前日までは、同条中「それに対する教育研究等連携手当」を「それに対する調整手当」と読み替えるものとする。

(平成24年3月31日までの間における第26条の規定による地域手当の支給割合)

13 平成24年3月31日までの間における東京都特別区の支給割合は、第26条表中の支給割合にかかわらず、次の表のとおりとする。

地域	支給割合
東京都特別区	100分の16

附 則 (平19.2.9法人規則4号)

- 1 この法人規則は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則の一部を改正する法人規則(平成19年法人規則第2号)附則第2項の規定により再任用されている職員については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平19.3.22法人規則21号)

(施行期日)

- 1 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(管理職手当に関する経過措置)
- 2 この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)第24条の規定により管理職手当を支給される職員のうち、管理職手当額が経過措置基準額(この新規則の施行の日の前日において占めていたこの法人規則による改正前の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則第24条に規定する表に掲げる区分欄に定める区分に相当する新規則別表第9の職種欄に掲げる職種を占める職員で同日にその者が受けていた管理職手当額に100分の99.76の割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)をいう。以下この項において同じ。)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当額として支給する。
  - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25  
(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)
- 3 平成20年3月31日までの間においては、新規則第26条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。  
(広域異動手当に関する経過措置)
- 4 新規則第29条の2の規定は、平成16年4月2日からこの法人規則の施行の日の前日までの間に職員がその勤務場所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以降」とする。

附 則(平19.12.20法人規則63号)

- 1 この法人規則は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第39条の改正規定 平成19年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成19年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに職員でなくなった者及び施行日に在籍派遣(国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)第2条第1号に規定するものをいう。)されている職員については、適用しない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成19年4月2日から平成19年12月31日までにおいて採用された者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。

附 則(平20.3.13法人規則13号)

- 1 この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(育児短時間勤務をする職員に係る俸給月額、俸給の調整額及び管理職手当の経過措置)
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第1

8号。以下「新規則」という。)第32条に規定する育児短時間勤務者のうち、国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則(平成18年法人規則第18号。以下「平成18年改正規則」という。)附則第5項、第6項、第7項及び第10項並びに国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則(平成19年法人規則第21号。以下「平成19年改正規則」という。)附則第2項の規定が適用される職員については、平成18年改正規則附則第5項、第6項、第7項及び第10項の規定により支給する俸給月額差額及び俸給の調整額並びに平成19年改正規則附則第2項の規定により支給する管理職手当額の額(以下「俸給月額差額等」という。)は、俸給月額差額等にそれぞれ新規則第20条の2に規定する算出率を乗じて得た額とする。

附 則 (平20.9.19法人規則32号)

この法人規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平21.2.26法人規則13号)

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平21.5.28法人規則39号)

この法人規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平21.11.26法人規則52号)

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成21年12月1日から施行する。  
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額(同日において受けていた俸給月額に100分の99.76の割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。))をいう。以下同じ。)に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額(以下「俸給月額差額」という。)を支給する。
- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。  
(経過措置に係る給与の算出基礎)
- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条、第20条第1項第3号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第24条第2項及び第3項、第26条第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則 (平22.3.25法人規則16号)

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.11.29法人規則53号）

この法人規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平22.12.22法人規則57号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成23年1月1日から施行する。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額（同日において受けていた俸給月額に100分の99.59の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額（以下「俸給月額差額」という。）を支給する。
- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。  
（経過措置に係る給与の算出基礎）
- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条、第20条第1項第3号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第26条の2第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平23.3.24法人規則25号）

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24.3.29法人規則18号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額（同日において受けていた俸給月額に100分の99.1の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額（以下「俸給月額差額」という。）を支給し、平成26年度以降、俸給月額差額は支給しない。
- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められ

るときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。

- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。

(経過措置に係る給与の算出基礎)

- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則 (平24.5.31法人規則42号)

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。

(俸給月額の特例)

- 2 平成26年3月31日までの間、俸給月額の支給に当たっては、俸給月額及び平成18年法人規則第18号第5項から第7項までに規定する俸給月額差額から、俸給月額及び俸給月額差額に、次の表に掲げる俸給表及び同表の職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級又は号俸	割合
一般職員 (一) 俸給表	7級以上	100分の9.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
一般職員 (二) 俸給表	4級以上	100分の7.77
	3級以下	100分の4.77
教育職員 (二) 俸給表	3級以上	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
教育職員 (三) 俸給表	3級以上	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
医療職員 (一) 俸給表	3級から7級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
医療職員 (二) 俸給表	7級	100分の9.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77

- 3 平成26年3月31日までの間、平成22年法人規則第57号第2項から第4項まで、第6項及び第8項に規定する俸給月額の支給に当たっては、前項の規定を適用する。

- 4 平成26年3月31日までの間、第2条、第7条、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、前2項の規定を適用する。

- 5 平成26年3月31日までの間、第24条第1項の額を算出するに当たっては、同条に規定する額から、同条に規定する額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 6 平成26年3月31日までの間、第38条第2項及び第3項並びに第39条第2項の額を算出するに当たっては、同条に規定する額から、同条に規定する額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 7 第2項から前項までの規定にかかわらず、平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間においては、第2項及び前2項に定める各割合に0.5を、平成24年7月1日から平成24年7月31日までの間においては、第2項及び第5項に定める各割合に0.7を乗ずるものとする。

附 則（平24.5.31法人規則46号）

この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平24.6.28法人規則49号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成24年7月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。  
（宿日直手当の経過措置）
- 2 第37条の規定にかかわらず、宿日直勤務を命じられ従事した舎監の業務を行う主幹教諭又は教諭（平成24年7月1日以降に採用される者を除く。）に対する宿日直手当の額は、平成22年4月1日から平成26年6月30日までの間においては、7,770円とする。

附 則（平25.11.28法人規則50号）

この法人規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平25.11.28法人規則53号）

この法人規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平26.12.18法人規則43号）

- 1 この法人規則は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第39条の改正規定 平成26年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成26年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成26年4月2日から平成26年12月31日までにおいて用れた者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。
- 5 この規則の施行日前において、国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「旧規則」という。）の適用を受けていた職員が、新規則において前各項の規定の適用を受けた場合は、旧規則の適用を受けていた期間において旧規則により支給された給与と新規則により支給されることとなる給与の差額に相当する額を一時金として支給し、給与の内払いとみなす。

附 則（平27. 3. 26 法人規則9号）  
（施行日）

- 1 この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成29年3月31日までの間、施行日前の俸給月額（国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則（平成22年法人規則第57号）附則第6項に掲げる表の職務の級以上の者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日以後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 3 平成27年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。  
（経過措置に係る給与の算出基礎）
- 5 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平28. 2. 18 法人規則6号）  
（施行日）

- 1 この法人規則は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第39条の規定 平成27年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成27年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平28. 2. 18 法人規則10号）  
この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平29. 1. 26 法人規則4号）

- 1 この法人規則は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第39条の規定 平成28年12月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年4月1日

- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平29.3.23法人規則9号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）

- 2 平成29年度から平成31年度までにおける扶養親族の対象者及び手当額については、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第25条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	対象者	手 当 額		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
第1号	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円	6,500円	6,500円（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職員（一）8級以上職員等」という。）にあっては、3,500円）
第2号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）	1人につき10,000円	1人につき10,000円
第3号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）	1人につき6,500円	1人につき6,500円（一般職員（一）8級以上職員等にあっては、3,500円）
第4号	満60歳以上の父母及び祖父母			
第5号	満22歳に達する			

	日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹			
第6号	重度心身障害者			

- 3 平成29年度における新規則第25条第4項の規定の適用については、なお、従前の例による。
- 4 平成30年度及び平成31年度における新規則第25条第4項の規定の適用については、同項中「扶養親族（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものにあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 5 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、平成27年4月1日前において受けていた俸給月額（平成22年法人規則第57号附則第6項に掲げる表の職務の級以上の者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日以後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 6 平成27年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 7 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて俸給を支給する。  
（俸給の切替えに伴う経過措置に係る給与の算出基礎）
- 8 前3項の規定による俸給を支給される職員に係る新規則第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平30.1.25法人規則4号）

- 1 この法人規則は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。  
（1）第39条の規定 平成29年12月1日  
（2）前号に掲げる規定以外の規定 平成29年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平30.3.22法人規則16号）

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 1. 24 法人規則4号）

- 1 この法人規則は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第39条の規定 平成30年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平31. 1. 24 法人規則8号）

この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令元. 12. 26 法人規則22号）

この法人規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令2. 1. 23 法人規則5号）

- 1 この法人規則は、令和2年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第39条の規定 令和元年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（令2. 3. 26 法人規則28号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。  
（住居手当に関する経過措置）
- 2 この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において支給を受けていた住居手当の月額（以下「改正前の手当額」という。）が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものの住居手当の月額は、改正後の第27条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までの間、改正前の手当額から2,000円を控除した額とする。
  - (1) 改正後の第27条の表に掲げる職員の区分のいずれにも該当しないこととなる職員
  - (2) 改正前の手当額と改正後の第27条の規定により算出した住居手当の月額との差額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令3. 3. 18 法人規則10号）

この法人規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令 3. 1 2. 2 3 法人規則 2 4 号）  
この法人規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 3. 2 4 法人規則 3 2 号）  
この法人規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 1 0. 2 7 法人規則 5 8 号）  
この法人規則は、令和 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 3. 2 3 法人規則 2 3 号）  
この法人規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 7. 2 7 法人規則 4 5 号）  
この法人規則は、令和 5 年 7 月 2 7 日から施行し、この法人規則による改正後の第 3 9 条の 2 第 2 項の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 6. 1. 2 5 法人規則 1 4 号）  
1 この法人規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。  
2 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成 1 6 年法人規則第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（令 6. 3. 2 8 法人規則 4 3 号）  
この法人規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 7. 3. 2 7 法人規則 1 9 号）  
（施行期日）  
1 この法人規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
（号俸の切替え）  
2 この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第 1 から別表第 6 までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて次の表に定める号俸とする。

ア 一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1

2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	

43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			

84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 一般職員（二）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1

8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40

49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	

90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		

131		127		
132		128		
133		129		

ウ 教育職員（二）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18

35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	

76	60	
77	61	

エ 教育職員（三）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19

36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	

77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

オ 医療職員（一）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4

21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	

62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			

103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

カ 医療職員（二）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10

27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	

68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			

109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

(管理監督職勤務上限年齢制における俸給月額差額相当額に係る特例)

- 3 前項の規定により号俸の切替えをされた職員のうち、施行日に新たに附則第14項の俸給月額差額相当額を俸給月額として支給されるものに係る同項の規定の適用については、同項中「降任日の前日に当該職員が受けていた俸給月額」とあるのは「令和7年4月1日に号俸の切替えにより受けることとなる号俸に対応する俸給月額」とする。

(扶養手当に関する経過措置)

- 4 令和7年度における扶養親族の対象者及び手当額については、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第25条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	対象者	手当額
第1号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき11,500円
第2号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円、一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものにあつては、支給しない。）
第3号	満60歳以上の父母及び祖父母	
第4号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第5号	重度心身障害者（心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度であるものをいう。）	
第6号	配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	3,000円（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものにあつては、支給しない。）

(通勤手当に関する経過措置)

- 5 施行日前から引き続き職員（1か月当たりの運賃等相当額、自動車等の利用に係る額及び1か月当たりの特別料金等に相当する額の合計額が150,000円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち、旧規則第28条第2項による通勤手当（旧規則第28条第2項第1号又は第3号による1か月当たりの運賃等相当額及び自動車等の利用に係る額の合計額が55,000円を超える場合であって、施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間（支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として定める期間）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
- 6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、1か月当たりの運賃等相当額及び自動車等の利用に係る額の合計額から55,000円を減じて得た額（1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とする。）を、支給期間を1か月とする通勤手当として支給する。  
（単身赴任手当に関する経過措置）
- 7 新規則第29条の規定は、この法人規則の施行日前に新たに職員となった者にも適用する。

別表第1 一般職員（一）俸給表（第11条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号俸	俸給月額 円								
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							

備考

この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 一般職員（二）俸給表（第11条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

備考

この表は、技能職員及び労務に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第3 教育職員（二）俸給表（第11条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	199,900	246,300	377,100	451,900
2	202,200	247,800	378,600	453,800
3	204,500	249,200	380,000	455,700
4	206,700	250,600	381,400	457,600
5	208,900	252,000	382,500	459,200
6	211,200	253,300	384,000	460,900
7	213,400	254,600	385,500	462,800
8	215,600	255,900	386,900	464,500
9	217,800	257,100	388,300	466,200
10	220,000	258,300	389,800	467,800
11	222,200	259,600	391,300	469,300
12	224,400	260,900	392,800	470,800
13	226,600	262,200	394,200	472,200
14	228,800	264,100	395,700	473,500
15	231,000	265,900	397,200	474,800
16	233,200	267,700	398,700	476,100
17	235,100	269,300	400,300	477,200
18	236,900	271,600	401,800	477,900
19	238,600	273,900	403,300	478,600
20	240,300	276,200	404,700	479,300
21	241,900	278,200	406,100	479,900
22	243,200	280,400	407,500	
23	244,500	282,600	408,900	
24	245,800	284,700	410,100	
25	247,000	286,700	411,400	
26	248,200	288,600	412,800	
27	249,400	290,500	414,200	
28	250,600	292,300	415,600	
29	251,800	294,000	416,800	
30	253,000	295,900	418,300	
31	254,200	297,700	419,800	
32	255,400	299,400	421,300	
33	256,500	301,000	422,700	
34	257,800	302,900	424,400	
35	259,100	304,700	426,100	
36	260,400	306,400	427,700	
37	261,800	307,900	429,100	
38	263,200	309,600	430,700	
39	264,500	311,400	432,300	
40	265,800	313,100	433,900	
41	267,000	314,500	435,500	
42	268,000	316,400	437,000	
43	269,000	318,200	438,200	
44	269,900	319,900	439,400	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
45	270,600	321,600	440,500	
46	271,400	323,500	441,900	
47	272,200	325,200	443,300	
48	273,000	326,900	444,600	
49	273,900	328,700	445,500	
50	274,700	330,500	446,800	
51	275,400	332,300	448,000	
52	276,200	334,000	449,200	
53	277,000	335,600	450,200	
54	277,800	336,900	451,400	
55	278,600	338,200	452,600	
56	279,400	339,500	453,800	
57	280,000	340,900	455,000	
58	280,600	342,500	455,500	
59	281,400	344,000	455,900	
60	282,300	345,600	456,300	
61	283,200	347,000	457,000	
62	283,800	348,600		
63	284,600	350,200		
64	285,300	351,700		
65	286,300	353,200		
66	287,100	354,800		
67	287,900	356,400		
68	288,600	357,900		
69	289,300	359,400		
70	290,000	361,000		
71	290,700	362,600		
72	291,300	364,100		
73	292,200	365,700		
74	292,900	367,300		
75	293,600	368,900		
76	294,200	370,400		
77	294,800	371,900		
78	295,600	373,300		
79	296,400	374,700		
80	297,100	376,000		
81	297,500	377,200		
82	298,300	378,700		
83	299,100	380,200		
84	299,900	381,600		
85	300,300	382,700		
86	301,200	384,100		
87	301,900	385,400		
88	302,600	386,700		
89	303,200	387,800		
90	304,100	389,100		
91	304,900	390,200		

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
92	305,700	391,400		
93	306,300	392,300		
94	307,000	393,600		
95	307,700	394,900		
96	308,400	396,200		
97	309,300	397,500		
98	310,100	398,500		
99	310,900	399,500		
100	311,600	400,500		
101	312,400	401,200		
102	313,300	402,200		
103	314,200	403,300		
104	315,000	404,400		
105	315,600	405,400		
106	316,300	406,200		
107	317,100	407,000		
108	317,800	407,800		
109	318,600	408,600		
110	318,800	409,400		
111	319,300	410,200		
112	319,900	411,000		
113	320,400	411,900		
114	320,900	412,600		
115	321,500	413,300		
116	322,000	414,000		
117	322,300	414,400		
118	322,800	415,000		
119	323,200	415,500		
120	323,700	415,900		
121	324,000	416,100		
122	324,600	416,400		
123	325,200	416,700		
124	325,800	416,900		
125	326,200	417,100		
126	326,500	417,400		
127	326,800	417,700		
128	327,000	417,900		
129	327,200	418,100		
130	327,500	418,400		
131	327,800	418,700		
132	328,000	418,900		
133	328,200	419,100		
134	328,400	419,400		
135	328,600	419,700		
136	329,000	419,900		
137	329,200	420,100		
138	329,400	420,400		

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
139	329,700	420,700		
140	330,000	420,900		
141	330,200	421,100		
142	330,400	421,400		
143	330,700	421,700		
144	330,900	421,900		
145	331,200	422,100		
146	331,400			
147	331,600			
148	331,800			
149	332,200			
150	332,400			
151	332,600			
152	332,900			
153	333,200			

備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校並びに学長が指定する学校に勤務する教育研究に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その級が3級である副校長の俸給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 教育職員（三）俸給表（第11条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	199,900	220,700	348,700	435,900
2	202,200	223,100	350,200	437,200
3	204,500	225,500	351,700	438,400
4	206,700	227,900	353,200	439,700
5	208,900	230,300	354,700	440,800
6	211,200	232,800	356,100	441,900
7	213,400	235,300	357,500	443,200
8	215,600	237,800	358,900	444,400
9	217,800	240,000	360,300	445,700
10	220,000	241,600	361,600	446,900
11	222,200	243,200	362,900	447,900
12	224,400	244,800	364,200	449,000
13	226,600	246,300	365,400	450,000
14	228,800	247,800	366,700	450,800
15	231,000	249,200	367,900	451,600
16	233,200	250,600	369,100	452,500
17	235,100	252,000	370,300	453,400
18	236,900	253,300	371,500	453,900
19	238,600	254,600	372,700	454,400
20	240,300	255,900	373,800	454,900
21	241,900	257,100	374,900	455,400
22	243,200	258,300	376,100	
23	244,500	259,600	377,300	
24	245,800	260,900	378,400	
25	247,000	262,200	379,400	
26	248,200	264,100	380,700	
27	249,400	265,900	382,000	
28	250,600	267,700	383,200	
29	251,600	269,300	384,100	
30	252,900	271,600	385,300	
31	254,100	273,900	386,500	
32	255,300	276,200	387,600	
33	256,400	278,200	388,600	
34	257,600	280,400	389,900	
35	258,800	282,600	391,200	
36	260,000	284,700	392,500	
37	261,200	286,700	393,700	
38	262,400	288,600	395,000	
39	263,600	290,500	396,200	
40	264,800	292,300	397,400	
41	265,900	294,000	398,300	
42	267,000	295,900	399,700	
43	268,100	297,700	400,900	
44	269,200	299,400	401,900	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
45	270,200	301,000	402,800	
46	271,000	302,900	403,900	
47	271,800	304,700	405,000	
48	272,600	306,400	406,200	
49	273,300	307,900	407,200	
50	274,100	309,600	408,400	
51	274,800	311,400	409,700	
52	275,500	313,100	410,900	
53	276,300	314,500	412,300	
54	277,100	316,400	413,500	
55	277,900	318,200	414,600	
56	278,600	319,900	415,700	
57	279,300	321,600	416,700	
58	280,100	323,500	417,800	
59	280,900	325,200	418,900	
60	281,600	326,900	420,000	
61	282,100	328,700	420,900	
62	282,800	330,500	421,700	
63	283,500	332,300	422,400	
64	284,100	334,000	422,900	
65	284,900	335,600	423,200	
66	285,600	336,900	423,600	
67	286,300	338,200	424,100	
68	287,000	339,500	424,600	
69	287,700	340,900	424,800	
70	288,500	342,400	425,100	
71	289,200	343,900	425,400	
72	289,900	345,400	425,600	
73	290,400	346,600	425,900	
74	291,100	348,100	426,300	
75	291,800	349,600	426,600	
76	292,400	351,100	426,900	
77	293,000	352,600	427,300	
78	293,700	354,100	427,600	
79	294,300	355,600	427,900	
80	294,900	357,100	428,100	
81	295,400	358,500	428,300	
82	296,000	359,900		
83	296,600	361,300		
84	297,200	362,600		
85	297,700	363,800		
86	298,200	365,000		
87	298,700	366,200		
88	299,200	367,300		
89	299,600	368,400		
90	300,200	369,500		
91	300,700	370,600		

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
92	301,200	371,700		
93	301,500	372,800		
94	302,000	374,000		
95	302,500	375,100		
96	302,900	376,200		
97	303,300	377,000		
98	303,800	378,100		
99	304,300	379,100		
100	304,700	380,100		
101	305,100	380,600		
102	305,500	381,500		
103	305,900	382,300		
104	306,200	383,100		
105	306,400	384,000		
106	306,700	385,000		
107	307,000	385,900		
108	307,200	386,800		
109	307,400	387,800		
110	307,600	388,700		
111	307,800	389,500		
112	308,100	390,300		
113	308,400	391,000		
114	308,600	392,000		
115	308,800	393,000		
116	309,100	394,000		
117	309,500	394,800		
118	309,700	395,400		
119	310,000	396,100		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	399,900		
126		400,700		
127		401,300		
128		402,000		
129		402,600		
130		403,100		
131		403,500		
132		403,900		
133		404,400		
134		404,700		
135		405,000		
136		405,300		
137		405,600		
138		405,900		

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
139		406,200		
140		406,500		
141		406,800		
142		407,100		
143		407,400		
144		407,700		
145		407,900		
146		408,200		
147		408,500		
148		408,700		
149		408,900		
150		409,200		
151		409,500		
152		409,700		
153		409,900		
154		410,200		
155		410,500		
156		410,700		
157		410,900		

備考

- 1 この表は、小学校、中学校に勤務する教育研究に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その級が3級である副校長の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 医療職員（一）俸給表（第11条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額 円						
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400	
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600	
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000		
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700		
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300		
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700		
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200		
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800		
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400		
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800		
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300		
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800		
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300		
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900		
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400		
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000		
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600		
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		
78	254,800	291,900	328,600	349,900			
79	255,100	292,200	329,000	350,100			
80	255,300	292,500	329,500	350,400			
81	255,500	292,800	330,000	350,900			
82	255,800	293,100	330,400	351,200			
83	256,100	293,400	330,600	351,500			
84	256,300	293,700	330,900	351,800			
85	256,500	293,900	331,300	352,200			
86		294,100	331,700	352,500			
87		294,300	332,000	352,800			
88		294,500	332,300	353,100			
89		294,900	332,600	353,500			
90		295,100	332,800	353,800			
91		295,300	333,200	354,100			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
92		295,500	333,500	354,400			
93		295,900	333,700	354,700			
94		296,100	334,000	355,100			
95		296,300	334,300	355,500			
96		296,600	334,600	355,900			
97		296,900	334,800	356,400			
98		297,100	335,100	356,800			
99		297,300	335,400	357,200			
100		297,600	335,600	357,600			
101		297,900	335,800	358,100			
102		298,100	336,000				
103		298,300	336,400				
104		298,600	336,600				
105		298,900	336,800				
106			337,200				
107			337,600				
108			338,000				
109			338,200				

備考

この表は、医療技術に従事する職員（看護業務に従事する職員を除く。）その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第6 医療職員（二）俸給表（第11条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額 円						
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600			
87	286,600	313,900	351,500	370,200			
88	287,100	314,900	352,300	370,700			
89	287,600	315,800	352,900	371,000			
90	288,100	316,900	353,500	371,500			
91	288,600	317,900	354,100	371,900			
92	289,100	318,900	354,700	372,200			
93	289,600	319,700	355,100	372,800			
94	290,200	320,400	355,500	373,300			
95	290,800	321,100	356,000	373,800			
96	291,400	321,700	356,400	374,300			
97	292,000	322,200	356,900	374,900			
98	292,500	322,500	357,300	375,400			
99	293,000	323,100	357,800	375,900			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
100	293,500	323,700	358,200	376,300			
101	294,000	324,100	358,500	376,900			
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600				
111	297,800	328,800	363,100				
112	298,100	329,100	363,500				
113	298,400	329,400	363,900				
114	298,600	329,800	364,300				
115	298,900	330,100	364,800				
116	299,100	330,400	365,300				
117	299,400	330,600	365,700				
118	299,700	330,900	366,200				
119	300,000	331,200	366,700				
120	300,300	331,400	367,200				
121	300,600	331,600	367,500				
122	301,000	331,900					
123	301,300	332,200					
124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

備考

この表は、看護業務に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第7 基本年俸表（第11条の2関係）

号俸	基本年俸	基本月額
1	1,920,000	160,000
2	2,160,000	180,000
3	2,400,000	200,000
4	2,640,000	220,000
5	2,880,000	240,000
6	3,120,000	260,000
7	3,360,000	280,000
8	3,600,000	300,000
9	3,840,000	320,000
10	4,080,000	340,000
11	4,320,000	360,000
12	4,560,000	380,000
13	4,800,000	400,000
14	5,040,000	420,000
15	5,280,000	440,000
16	5,520,000	460,000
17	5,760,000	480,000
18	6,000,000	500,000
19	6,240,000	520,000
20	6,480,000	540,000
21	6,720,000	560,000
22	6,960,000	580,000
23	7,200,000	600,000
24	7,440,000	620,000
25	7,680,000	640,000
26	7,920,000	660,000
27	8,160,000	680,000
28	8,400,000	700,000
29	8,640,000	720,000
30	8,880,000	740,000
31	9,120,000	760,000
32	9,360,000	780,000
33	9,600,000	800,000
34	9,840,000	820,000
35	10,080,000	840,000
36	10,320,000	860,000
37	10,560,000	880,000

号俸	基本年俸	基本月額
38	10,800,000	900,000
39	11,040,000	920,000
40	11,280,000	940,000
41	11,520,000	960,000
42	11,760,000	980,000
43	12,000,000	1,000,000
44	12,240,000	1,020,000
45	12,480,000	1,040,000
46	12,720,000	1,060,000
47	12,960,000	1,080,000
48	13,200,000	1,100,000
49	13,440,000	1,120,000
50	13,680,000	1,140,000
51	13,920,000	1,160,000
52	14,160,000	1,180,000
53	14,400,000	1,200,000
54	14,640,000	1,220,000
55	14,880,000	1,240,000
56	15,120,000	1,260,000
57	15,360,000	1,280,000
58	15,600,000	1,300,000
59	15,840,000	1,320,000
60	16,080,000	1,340,000
61	16,320,000	1,360,000
62	16,560,000	1,380,000
63	16,800,000	1,400,000
64	18,000,000	1,500,000
65	19,200,000	1,600,000
66	20,400,000	1,700,000
67	21,600,000	1,800,000
68	22,800,000	1,900,000
69	24,000,000	2,000,000
70	25,200,000	2,100,000

別表第8（第22条関係）

区分	職員	調整数
一 附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校、附属久里浜特別支援学校	(1) 授業を担当し生徒等と直接接することを常態とする校長又は副校長 (2) 特殊教育に直接従事することを本務とする主幹教諭又は教諭 (3) 養護教諭 (4) 寄宿舎指導員	2
	(5) 校長又は副校長（(1)に掲げる者を除く。） (6) 主幹教諭又は教諭（(2)に掲げる者を除く。）	1
二 附属視覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校、附属久里浜特別支援学校	栄養教諭	2
三 附属久里浜特別支援学校	看護助手	2
	看護師	1

別表第9（第22条関係）

ア 一般職員（一）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円

イ 一般職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円

ウ 教育職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	11,100円
3級	12,000円
4級	13,100円

エ 教育職員（三）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	8,400円
2級	11,000円
3級	11,500円
4級	12,700円

オ 医療職員（一）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円

カ 医療職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円

別表第10（第24条関係）

職種		管理職手当額
附属学校	附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属駒場中学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の校長	76,100円
	附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属駒場中学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の副校長	57,100円
	附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の部主事	34,300円

別表第11（第38条関係）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職員（一） 俸給表	8級	100分の20
	7級、6級	100分の15
	5級、4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職員（二） 俸給表	5級	100分の10
	4級、3級（労務職員（乙）に該当するもので、基準日現在の経験年数が40年（中学卒）以上又は基準日現在の経験年数が40年（中学卒）未満の職員で職員となった日から基準日までの引き続いた在職期間が20年以上の年数であるもの及び3級に引き続き1年以上在職した職員に限る。）	100分の5
教育職員（二） 俸給表 教育職員（三） 俸給表	4級	100分の15
	3級	100分の10
教育職員（二） 俸給表	2級（基準日現在2級45号俸以上のものに限る。 （下欄該当者を除く。））	100分の5
	1級（基準日現在1級117号俸以上のものに限る。）	
	2級（基準日現在2級117号俸以上のものに限る。）	100分の10
教育職員（三） 俸給表	2級（基準日現在2級57号俸以上のものに限る。 （下欄該当者を除く。））	100分の5
	1級（基準日現在1級117号俸以上のものに限る。）	
	2級（基準日現在2級129号俸以上のものに限る。）	100分の10
医療職員（一） 俸給表	6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級、3級、2級（2級の職員については、基準日現在2級53号俸以上のものに限る。）	100分の5
医療職員（二） 俸給表	6級	100分の15
	5級、4級	100分の10
	3級、2級（2級の職員については、基準日現在2級61号俸以上のものに限る。）	100分の5

別表第12（第40条関係）

ア 教育職員（二）俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	5,000	6,300	14,400	18,700
2	5,000	6,300	14,400	18,700
3	5,000	6,300	14,400	18,700
4	5,000	6,300	14,400	18,700
5	5,200	6,600	14,800	19,000
6	5,200	6,600	14,800	19,000
7	5,200	6,600	14,800	19,000
8	5,200	6,600	14,800	19,000
9	5,400	7,000	15,100	19,400
10	5,400	7,000	15,100	19,400
11	5,400	7,000	15,100	19,400
12	5,400	7,000	15,100	19,400
13	5,600	7,300	15,500	19,600
14	5,600	7,300	15,500	19,600
15	5,600	7,300	15,500	19,600
16	5,600	7,300	15,500	19,600
17	5,900	7,600	15,900	19,900
18	5,900	7,600	15,900	19,900
19	5,900	7,600	15,900	19,900
20	5,900	7,600	15,900	19,900
21	6,200	7,900	16,300	20,200
22	6,200	7,900	16,300	
23	6,200	7,900	16,300	
24	6,200	7,900	16,300	
25	6,500	8,300	16,700	
26	6,500	8,300	16,700	
27	6,500	8,300	16,700	
28	6,500	8,300	16,700	
29	6,800	8,900	17,100	
30	6,800	8,900	17,100	
31	6,800	8,900	17,100	
32	6,800	8,900	17,100	
33	7,100	9,300	17,400	
34	7,100	9,300	17,400	
35	7,100	9,300	17,400	
36	7,100	9,300	17,400	
37	7,400	9,700	17,700	
38	7,400	9,700	17,700	
39	7,400	9,700	17,700	
40	7,400	9,700	17,700	
41	7,700	10,500	18,000	
42	7,700	10,500	18,000	
43	7,700	10,500	18,000	
44	7,700	10,500	18,000	
45	8,000	10,900	18,300	
46	8,000	10,900	18,300	
47	8,000	10,900	18,300	
48	8,000	10,900	18,300	
49	8,300	11,300	18,500	
50	8,300	11,300	18,500	
51	8,300	11,300	18,500	
52	8,300	11,300	18,500	

イ 教育職員（三）俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	5,000	5,400	12,400	18,700
2	5,000	5,400	12,400	18,700
3	5,000	5,400	12,400	18,700
4	5,000	5,400	12,400	18,700
5	5,200	5,700	12,800	19,000
6	5,200	5,700	12,800	19,000
7	5,200	5,700	12,800	19,000
8	5,200	5,700	12,800	19,000
9	5,400	6,000	13,200	19,400
10	5,400	6,000	13,200	19,400
11	5,400	6,000	13,200	19,400
12	5,400	6,000	13,200	19,400
13	5,600	6,300	13,600	19,600
14	5,600	6,300	13,600	19,600
15	5,600	6,300	13,600	19,600
16	5,600	6,300	13,600	19,600
17	5,900	6,600	14,000	19,900
18	5,900	6,600	14,000	19,900
19	5,900	6,600	14,000	19,900
20	5,900	6,600	14,000	19,900
21	6,200	7,000	14,400	20,200
22	6,200	7,000	14,400	
23	6,200	7,000	14,400	
24	6,200	7,000	14,400	
25	6,500	7,300	14,800	
26	6,500	7,300	14,800	
27	6,500	7,300	14,800	
28	6,500	7,300	14,800	
29	6,800	7,600	15,100	
30	6,800	7,600	15,100	
31	6,800	7,600	15,100	
32	6,800	7,600	15,100	
33	7,100	7,900	15,500	
34	7,100	7,900	15,500	
35	7,100	7,900	15,500	
36	7,100	7,900	15,500	
37	7,400	8,300	15,900	
38	7,400	8,300	15,900	
39	7,400	8,300	15,900	
40	7,400	8,300	15,900	
41	7,700	8,900	16,300	
42	7,700	8,900	16,300	
43	7,700	8,900	16,300	
44	7,700	8,900	16,300	
45	8,000	9,300	16,700	
46	8,000	9,300	16,700	
47	8,000	9,300	16,700	
48	8,000	9,300	16,700	
49	8,300	9,700	17,100	
50	8,300	9,700	17,100	
51	8,300	9,700	17,100	
52	8,300	9,700	17,100	

53	8,600	12,100	18,700	
54	8,600	12,100	18,700	
55	8,600	12,100	18,700	
56	8,600	12,100	18,700	
57	8,800	12,500	18,900	
58	8,800	12,500	18,900	
59	8,800	12,500	18,900	
60	8,800	12,500	18,900	
61	9,100	12,900	19,100	
62	9,100	12,900		
63	9,100	12,900		
64	9,100	12,900		
65	9,400	13,300		
66	9,400	13,300		
67	9,400	13,300		
68	9,400	13,300		
69	9,700	13,700		
70	9,700	13,700		
71	9,700	13,700		
72	9,700	13,700		
73	9,900	14,000		
74	9,900	14,000		
75	9,900	14,000		
76	9,900	14,000		
77	10,200	14,400		
78	10,200	14,400		
79	10,200	14,400		
80	10,200	14,400		
81	10,400	14,700		
82	10,400	14,700		
83	10,400	14,700		
84	10,400	14,700		
85	10,600	15,000		
86	10,600	15,000		
87	10,600	15,000		
88	10,600	15,000		
89	10,800	15,400		
90	10,800	15,400		
91	10,800	15,400		
92	10,800	15,400		
93	11,000	15,700		
94	11,000	15,700		
95	11,000	15,700		
96	11,000	15,700		
97	11,200	16,000		
98	11,200	16,000		
99	11,200	16,000		
100	11,200	16,000		
101	11,400	16,300		
102	11,400	16,300		
103	11,400	16,300		
104	11,400	16,300		
105	11,500	16,500		
106	11,500	16,500		
107	11,500	16,500		
108	11,500	16,500		
109	11,600	16,800		

53	8,600	10,500	17,400	
54	8,600	10,500	17,400	
55	8,600	10,500	17,400	
56	8,600	10,500	17,400	
57	8,800	10,900	17,700	
58	8,800	10,900	17,700	
59	8,800	10,900	17,700	
60	8,800	10,900	17,700	
61	9,100	11,300	18,000	
62	9,100	11,300	18,000	
63	9,100	11,300	18,000	
64	9,100	11,300	18,000	
65	9,400	12,100	18,300	
66	9,400	12,100	18,300	
67	9,400	12,100	18,300	
68	9,400	12,100	18,300	
69	9,700	12,500	18,500	
70	9,700	12,500	18,500	
71	9,700	12,500	18,500	
72	9,700	12,500	18,500	
73	9,900	12,900	18,700	
74	9,900	12,900	18,700	
75	9,900	12,900	18,700	
76	9,900	12,900	18,700	
77	10,200	13,300	18,900	
78	10,200	13,300	18,900	
79	10,200	13,300	18,900	
80	10,200	13,300	18,900	
81	10,400	13,700	19,100	
82	10,400	13,700		
83	10,400	13,700		
84	10,400	13,700		
85	10,600	14,000		
86	10,600	14,000		
87	10,600	14,000		
88	10,600	14,000		
89	10,800	14,400		
90	10,800	14,400		
91	10,800	14,400		
92	10,800	14,400		
93	11,000	14,700		
94	11,000	14,700		
95	11,000	14,700		
96	11,000	14,700		
97	11,200	15,000		
98	11,200	15,000		
99	11,200	15,000		
100	11,200	15,000		
101	11,400	15,400		
102	11,400	15,400		
103	11,400	15,400		
104	11,400	15,400		
105	11,500	15,700		
106	11,500	15,700		
107	11,500	15,700		
108	11,500	15,700		
109	11,600	16,000		

110	11,600	16,800		
111	11,600	16,800		
112	11,600	16,800		
113	11,700	17,000		
114	11,700	17,000		
115	11,700	17,000		
116	11,700	17,000		
117	11,900	17,200		
118	11,900	17,200		
119	11,900	17,200		
120	11,900	17,200		
121	12,000	17,400		
122	12,000	17,400		
123	12,000	17,400		
124	12,000	17,400		
125	12,100	17,600		
126	12,100	17,600		
127	12,100	17,600		
128	12,100	17,600		
129	12,300	17,600		
130	12,300	17,600		
131	12,300	17,600		
132	12,300	17,600		
133	12,400	17,600		
134	12,400	17,600		
135	12,400	17,600		
136	12,400	17,600		
137	12,500	17,600		
138	12,500	17,600		
139	12,500	17,600		
140	12,500	17,600		
141	12,600	17,600		
142	12,600	17,600		
143	12,600	17,600		
144	12,600	17,600		
145	12,800	17,600		
146	12,800			
147	12,800			
148	12,800			
149	12,900			
150	12,900			
151	12,900			
152	12,900			
153	13,000			

110	11,600	16,000		
111	11,600	16,000		
112	11,600	16,000		
113	11,700	16,300		
114	11,700	16,300		
115	11,700	16,300		
116	11,700	16,300		
117	11,900	16,500		
118	11,900	16,500		
119	11,900	16,500		
120	11,900	16,500		
121	12,000	16,800		
122	12,000	16,800		
123	12,000	16,800		
124	12,000	16,800		
125	12,100	17,000		
126		17,000		
127		17,000		
128		17,000		
129		17,200		
130		17,200		
131		17,200		
132		17,200		
133		17,400		
134		17,400		
135		17,400		
136		17,400		
137		17,600		
138		17,600		
139		17,600		
140		17,600		
141		17,600		
142		17,600		
143		17,600		
144		17,600		
145		17,600		
146		17,600		
147		17,600		
148		17,600		
149		17,600		
150		17,600		
151		17,600		
152		17,600		
153		17,600		
154		17,600		
155		17,600		
156		17,600		
157		17,600		